

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(厚生労働省)

| | | | | | | | | |
|--|--|-------|------------|--|---|---|----|----------|
| 事業名 | 特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発助成金)の拡充 | | 担当部局庁 | 職業安定局 | 作成責任者 | | | |
| 事業開始・終了(予定)年度 | 平成23年度 | | 担当課室 | 雇用開発課 | 雇用開発課長 | | | |
| 会計区分 | 労働保険特別会計雇用勘定 | | 施策名 | Ⅱ-1-3 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること | | | | |
| 根拠法令(具体的な条項も記載) | 雇用保険法第62条第1項第3号及び第5号、雇用保険法施行規則第110条、雇用対策法第18条第6号、雇用対策法施行令第2条第2号、雇用対策法施行規則第6条の2 | | 関係する計画、通知等 | - | | | | |
| 事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内) | 東日本大震災における被災者を雇い入れる事業主に対する助成として被災者雇用開発助成を創設したところであるが、厳しい経済状況の中で被災者を積極的に雇い入れる事業主に対して奨励金を支給することにより被災者雇用の更なる促進を図る。 | | | | | | | |
| 事業概要(5行程度以内。別添可) | 被災者雇用開発助成金の対象労働者を10人以上雇い入れ、1年以上継続して雇用した場合に以下の奨励金を支給する。 大企業 50万円 中小企業 90万円 | | | | | | | |
| 実施方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他 | | | | | | | |
| 23年度予算額(単位:百万円) | 当初 | 第1次補正 | 第2次補正 | 第3次補正 | 計 | | | |
| | - | 6,260 | - | 制度要求 | 6,260 | | | |
| 成果目標(アウトカム) | 成果指標 | 単位 | 目標値 | | 活動指標(アウトプット) <small>※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み</small> | 活動指標 | 単位 | 23年度活動見込 |
| | | | 23年度 | ()年度 | | | | |
| 助成金の支給対象者の事業主都合離職者割合が助成金の支給対象でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下 | | % | 0 | 支給対象者 17.1% 一般 28.3% | | 本拡充にかかる支給が行われるのは24年度以降になるため、23年度は実績が生じない。 | 件 | (0) |
| 単位当たりコスト | 822,800 (円/件) | | 算出根拠 | 支給金額(大企業50万円、中小企業90万円)に特定求職者雇用開発助成金における中小企業比率を乗じた金額 | | | | |
| 事業所管部局による点検 | | | | | | | | |
| 項目 | | | | 内容 | | | | |
| 「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。 | | | | 「復興への提言」において、「被災地の広域性・多様性を踏まえつつ、地域・コミュニティ主体の復興を基本とする。国は、復興の全体方針と制度設計によってそれを支える」ことが掲げられており、そのコミュニティ維持に向けて雇用政策面の観点から施策を実施する。 | | | | |
| 被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。 | | | | 被災者の雇入れは早急の課題であり、更なる雇入れ促進は優先度が高い事業である。 | | | | |
| 効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。 | | | | 既存の施策の拡充であり、被災者を既に雇い入れている事業主に対して、更なる雇入れを促進させる効果のある施策である。 | | | | |
| 費用対効果や効率性の検証が行われたか。 | | | | 既存の施策の拡充であり、被災者を既に雇い入れている事業主に対して、制度周知等が容易であるため、費用対効果や効率性の観点からも適切である。 | | | | |
| 国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。 | | | | 対象労働者の雇入れに関してはハローワーク、もしくは民間の有料無料職業紹介事業者の紹介により実施し、一方、助成金の支給については国において責任を持って実施されており、国・民間等の役割分担は明確である。 | | | | |
| 他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。 | | | | 既存の事業の拡充であるため、既存事業の実施にあわせ計画的に実施することが可能である。 | | | | |
| 事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。 | | | | 既存の事業の拡充であり、すぐに実施可能である。 | | | | |

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × ×円/)」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。